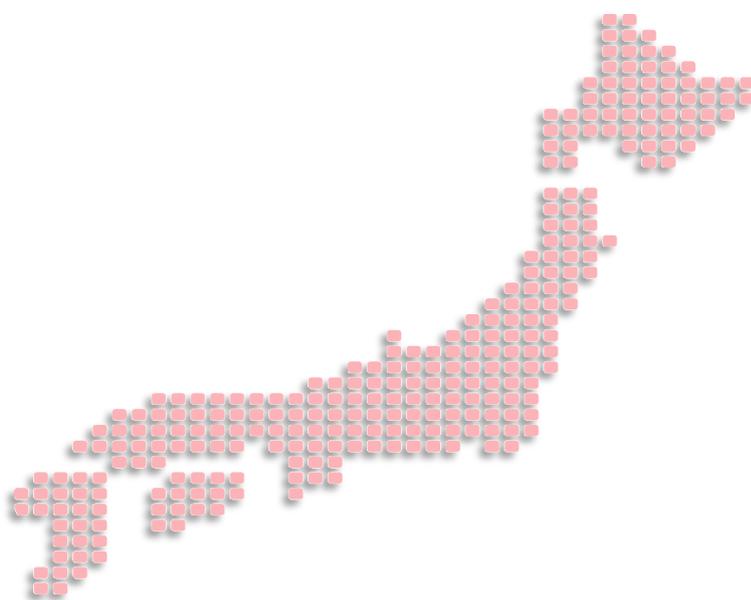


禁無断転載

2023年10月版

GLN専用企業コード 利用の手引き



-手続き編- GLN専用企業コードに関するご案内

-利用編- GLN利用の手引き (GLN専用企業コードの貸与を受けている方向け)

この冊子は、GLNのみに使用できる企業コードである「GLN専用企業コード」のコード体系や申請手続きに関する「手続き編」と、GLNの利用にあたって必要な事項をまとめた「利用編」で構成されています。

2023年10月

GS1 Japan

一般財団法人
流通システム開発センター

本冊子「GLN専用企業コード利用の手引き」は「GLN専用企業コード貸与規約」の第4条1項に挙げられている使用規則にあたるものです。GLN専用企業コードを使用するにあたって遵守してください。

目 次

●－手続き編－GLN専用企業コードに関するご案内

1. GLN専用企業コードについて	1
1-1 GLN専用企業コード	1
1-2 GLN専用企業コードを使用したGLNのコード体系	2
1-3 GLN専用企業コードの貸与と使用	3
2. GLN専用企業コードに関わる諸手続き	4
2-1 登録申請について	4
2-2 更新申請手続き	4
2-3 登録内容変更手続き	5
2-4 返還手続き	5
2-5 登録通知書再発行手続き	5
2-6 貸与の取消	5
3. GLN専用企業コード貸与規約	6
4. 個人情報保護方針 個人情報の取扱い	11

●－利用編－G L N利用の手引き（G L N専用企業コードの貸与を受けている方向け）

G L Nご利用にあたって	14
1. G L Nの概要	15
1-1 G L Nとは	15
1-2 G L Nのメリット・利用シーン	16
2. G L Nの利用方法	17
2-1 G L N設定の流れ	17
2-2 G L N設定手順	18
2-2-1 ロケーションコードの設定	18
2-2-2 ロケーションコードの設定手順と具体例	19
2-2-3 G L Nデータベースへの登録	20
3. 基本G L N	21
4. G L N設定の基本原則	22
4-1 G L Nの使用区分および設定者	22
4-2 組織の識別	23
4-3 場所の識別	24
4-4 同一のG L Nによる複数の使用区分の識別	25
4-4-1 ロケーション変更の影響	26
4-4-2 ロケーション使用停止の影響	27
5. G L N設定ルール	28
5-1 新設・追加	28
5-2 分割	29
5-3 合併・統合	30
5-4 法人格・目的・用途の変更	31
5-5 住所（アドレス）変更	32
5-6 名称変更	34
5-7 財務上の変更	34
5-8 連絡先の変更	34
5-9 廃止	34
5-10 G L Nの再利用	35
6. G L Nに関するQ & A	36
参考 G L Nの主な利用例	39
EDI（企業間電子データ交換）	39
国内小売業におけるG L N利用事例	40
その他、国内の業界ごとの主なG L N採用事例	42
海外のG L N導入事例	43
本冊子における用語の解説	46

●－手続き編－GLN専用企業コードに関するご案内

1. GLN専用企業コードについて

1-1 GLN専用企業コード

- 「GLN専用企業コード」は、GLNのみに利用できる専用コードで、GS1Japan(一般財団法人流通システム開発センター)が管理しています。
- 「GLN専用企業コード」は、GS1が定める国際流通標準のルールに対応するため、2012年3月末日をもって新規登録申請の受付を終了しました。
- 2012年3月以前に貸与された「GLN専用企業コード」は、2012年4月以降もGLNのみに利用できます。引き続き利用する場合は、これまで通り3年毎の更新手続きが必要です。
- 2012年4月以降、初めてGLNを設定する場合には、「GS1事業者コード」を使用したGLNを利用して下さい。
「GS1事業者コード」については、別途当財団GLN担当までお問い合わせ下さい。
- 既に「GS1事業者コード」の貸与を受けている事業者は、新たに「GS1事業者コード」の申請は不要です。
「GS1事業者コード」の後にロケーションコードを設定し、GLNとしてご利用ください。

1-2 G L N専用企業コードを使用したG L Nのコード体系

G L Nは、「G L N専用企業コード」+「ロケーションコード」+「チェックデジット」の13桁で構成されます。

① G L N専用企業コード：11桁を使用したG L N

<u>G1 G2 G3 G4 G5 G6 G7 G8 G9 G10 G11</u>	+	<u>L1</u>	+	<u>C/D</u>
G L N専用企業コード (11桁)		ロケーションコード (1桁) 0~9		チェックデジット (1桁)

② G L N専用企業コード：10桁を使用したG L N

<u>G1 G2 G3 G4 G5 G6 G7 G8 G9 G10</u>	+	<u>L1 L2</u>	+	<u>C/D</u>
G L N専用企業コード (10桁)		ロケーションコード (2桁) 00~99		チェックデジット (1桁)

◆ロケーションコードとは◆

E D I（企業間電子データ交換）上で識別を必要とされる事業者、支社、支店、営業所、店舗等の場所やコンピュータのアクセスポイントなどを表します。

G L N専用企業コードの貸与を受けた事業者が、企業間取引で識別する必要のある単位で設定するコードです。

(例1) 組織の例：①事業者（法人、団体、個人など）

②部門（経理部、人事部など）

(例2) 場所の例：①物理的な場所（事業所、工場、物流センター、店舗など）

②電子的な場所(システムのアクセスポイントなど)

◆チェックデジットとは◆

コンピュータシステムによる読み誤りを防ぐための数値です。G L Nのチェックデジットは、G T I N-13（J A Nコード）のチェックデジットと同様、モジュラス10、ウェイト3.1の計算式により算出します。

当財団のG L Nウェブサイトにも、チェックデジットの自動計算ソフトが掲載されていますのでご利用ください。

https://www.gs1jp.org/standard/identify/gln/calculate_gln_check_digit.html

1-3 GLN専用企業コードの貸与と使用

(1) GLN専用企業コードの貸与

- ①当財団はGLN専用企業コードを使用してGLNを利用する事業者からの更新申請を受け、事業者単位（法人企業、団体、行政機関、個人）にGLN専用企業コード（10桁・11桁）を貸与します。
- ②「GLN専用企業コード」を貸与された事業者は、当財団が定めるGLN専用企業コードの貸与規約および本冊子の「GLN専用企業コード利用の手引き」に記載された事項を守って、GLNを利用します。貸与規約については6頁よりご確認ください。

(2) GLN専用企業コードの使用

- ①GLN専用企業コード（10桁及び11桁）は、GLNの設定にのみ使用できます。商品識別のためのGS1事業者コードとして使用することはできません。

GLNとJANコードの使用基準

	GLNとしての使用	JANコードとしての使用
GS1事業者コード	○（使用可）	○（使用可）
GLN専用企業コード	○（使用可）	×（使用不可）

◆GS1事業者コードとは◆

GLNやGTIN（JANコードなど）のほか国際的に標準化された識別コードの設定に必要となるコードです。国際的にはGS1 Company Prefixと呼ばれ、日本では、10桁、9桁または7桁の番号（コード）で構成されます。

GLNを新規に利用する事業者は、GS1事業者コードを当財団に事業者（法人企業、団体、行政機関、個人事業者など）単位で申請し、貸与を受けてGLNを利用します。

GLN専用企業コードの新規受付は、2012年3月末で終了しました。

GS1事業者コードについては、巻末の本冊子における主な用語の解説をご覧ください。

2. G L N専用企業コードに関わる諸手続き

2-1 登録申請について

- G L N専用企業コードの新規登録申請の受付は、2012年3月末で終了しました。
- 2012年4月以降に新たにG L Nを使用する事業者は、G S 1事業者コードの登録申請が必要です。
- 既にG L N専用企業コードを登録している事業者がG L Nのロケーションコードが増えて新たに、事業者コードが必要となった場合は、G S 1事業者コードの登録申請が必要です。

2-2 更新申請手続き

G L N専用企業コードの有効期間は3年間です。有効期限後も継続してG L Nを使用する場合は、更新手続きが必要となります。

更新書類は、有効期限の約1～2ヶ月前より当財団からG L N管理担当者様に郵送いたしますので、有効期限までに更新手続きをお願い致します。

『G L N専用企業コード』の更新申請手順

①『G L N専用企業コード更新申請書』に必要事項を記入してください。



②更新申請料を納付してください。更新申請料は、G L N専用企業コードの桁数により異なります。更新申請料の納付に際しては、同封の払込用紙を使用してください。



③更新申請書に更新申請料納付後の受領証（コピー）を貼付して、当財団宛に郵送してください。F A Xは受け付けていません。



④当財団にて更新申請書を受付後、約1週間でG L N管理担当者宛に『G L N専用企業コード登録通知書』を郵送いたします。

2-3 登録内容変更手続き

GLN専用企業コードの登録内容（登録事業者名、所在地、電話番号、GLN管理担当者等）に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要となりますので、当財団までお問い合わせください。

合併、譲渡、分離による事業者名変更の場合は登録状況を確認し、譲渡届などの申請書類が追加で必要となります。

2-4 返還手続き

GLN専用企業コードを使用しなくなった場合は、返還届の提出が必要となりますので、当財団までご連絡ください。

返還手続きしたGLN専用企業コードは以後使用することはできませんので、他の部署などでGLN専用企業コードの使用がないかご確認の上返還手続きをして下さい。

GLN専用企業コードは、2012年3月末日をもって新規登録申請の受付を終了しました。新たにGLNを設定する必要になった場合には、「GS1事業者コード」を使用したGLNを利用します。

2-5 登録通知書再発行手続き

『GLN専用企業コード登録通知書』を紛失した場合など、新たに登録通知書が必要となった場合は、当財団までご連絡ください。再発行料 1,100 円（消費税込み）がかかります。

2-6 貸与の取消

以下に該当する場合は、GLN専用企業コードの貸与が取消されます。

- ① 登録申請書・更新申請書・登録事項変更届等当財団に提出する書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 所定の申請料を納付しなかった場合
- ③ 有効使用期間を経過しても更新の手続きを行わなかった場合
- ④ GLN専用企業コード貸与規約若しくは GLN の使用規則に違反し GLN 専用企業コードを使用した場合又は他の事業者に使用させた場合
- ⑤ その他本規約に違反した場合

GLN専用企業コード貸与規約

沿革	2007年1月1日	18規約第3号施行
	2008年4月1日	20規約第1号一部改正
	2012年4月1日	24規約第2号一部改正
	2018年7月1日	30規約第2号一部改正
	2022年2月1日	21規約第7号一部改正
	2023年10月1日	23規約第5号一部改正

一般財団法人流通システム開発センター（以下、当財団）は、GLN専用企業コードの適正な運営と利用のため、このGLN専用企業コード貸与規約（以下、本規約）を定める。

第1条（GLN専用企業コード）

- 1 GLN専用企業コードは、GS1事業者コードに準拠するコードであって、当財団が登録管理する。
- 2 GLN専用企業コードは、当財団が本規約に従い、事業者に貸与し管理する。
- 3 GLN専用企業コードは、10桁と11桁の2種類である。
- 4 GLN専用企業コードにより設定されたGLN（Global Location Number）は、国際的な流通標準化推進機関であるGS1が推進しているGLNとして使用できる。
- 5 GLN専用企業コードは、事業者・事業所等の情報を識別するためのGLNの設定以外には使用することができない。

第2条（登録申請）

- 1 GLN専用企業コードは2012年3月末日を以て登録申請の受付を終了しており、当財団は2012年4月以降、新たなGLN専用企業コードの貸与は行わない。2012年4月以降、新たにGLNの使用を希望する事業者は、GS1事業者コード貸与規約に基づき、当財団に対しGS1事業者コードの登録申請を行う。
- 2 既にGLN専用企業コードの貸与を受けている登録事業者が、GLNの新たな設定を行うために、事業者コードの追加が必要となった場合、登録事業者は、GS1事業者コード貸与規約に基づき、当財団に対しGS1事業者コードの登録申請を行う。

第3条（コードの登録単位）

- 1 GLN専用企業コードは、当財団が、1事業者につき、必要となるGLN数に応じて1コード若しくは複数のコードの登録を行う。
- 2 複数のコードの登録を受けた事業者は、10桁GLN専用企業コード及び11桁GLN専用企業コードのいずれも、1コードを1単位とし、別表に定める登録管理費に単位数を乗じた金額を納付する。

第4条（GLN専用企業コードの使用）

- 1 GLN 専用企業コードは、別に定める GLN 専用企業コードの使用規則に従って使用しなければならない。
- 2 GLN 専用企業コードは、登録を受けた事業者以外の者が使用することはできない。
- 3 登録事業者は、別途当財団から GS1 事業者コードの登録を受けた場合を除き、当財団から登録を受けた GLN 専用企業コード以外のコードを GLN の設定として使用することはできない。

第 5 条（登録事業者の基本 GLN）

- 1 当財団は、10 桁の GLN 専用企業コード+00 あるいは 11 桁の GLN 専用企業コード+0 により構成される GLN（13 桁）を、登録事業者を特定するための基本となる GLN として指定する。
- 2 登録事業者は、既に登録事業者を特定する GLN を別に設定している場合、その使用を継続することができる。

第 6 条（登録事業者情報の公開）

- 1 GLN 専用企業コードの登録事業者の下記情報は、GS1 登録事業者情報検索サービス（GEPiR）の情報として当財団のウェブサイト等に公開される。事業者は申請の際、情報の公開に同意する。
 - ① GLN 専用企業コード
 - ② 事業者名
 - ③ 所在地
 - ④ 基本 GLN
 - ⑤ ウェブサイトの URL
- 2 前項の情報は、GLN の利用を促進するため、GLN データベースの基本情報及び GS1 が管理するデータベースサービスの基本情報として提供される。事業者は申請の際、情報の公開に同意する。
- 3 登録事業者に関する情報は、法令に基づく開示請求が行われた場合、当財団は請求された情報を請求者に開示するものとし、登録事業者が異議を述べることはできない。
- 4 第 9 条による返還又は第 12 条により取り消された GLN 専用企業コードの登録事業者であった者に関する情報は、当財団のウェブサイト等に公開される。

第 7 条（有効期間）

- 1 GLN 専用企業コードの有効期間は、当財団が登録を完了した日の属する月の翌月起算 3 年間とする。
- 2 GLN 専用企業コードの有効期間は、本規約による更新手続きを経て 3 年単位で延長することができる。

第 8 条（更新申請）

- 1 有効期間を超えて GLN 専用企業コードの貸与を希望する登録事業者は、所定の申請書に必要事項を記載し、別表記載の登録管理費を納付のうえ、当財団へ提出する。なお、申請にかかる費

- 用は申請者の負担とする。
- 2 更新後の登録管理費は返還されない。
 - 3 登録管理費の納付に請求書が必要な事業者は、その旨を当財団に申し出、申請書を提出後、納付をすることができる。ただし、当該請求書は、それ単独では適格請求書の要件を満たさない。また、納付の完了まで申請書の受け付けは留保され、当財団所定の期間経過後も納付がない場合、申請は却下される。
 - 4 更新申請及び登録管理費の納付が適正に行われたときは、GLN 専用企業コードの貸与決定日を取引年月日として、当財団は更新後の情報が記載された通知書を登録事業者に送付する。併せて、適格請求書である「申請料確定明細書」の入手方法を通知する。

第 9 条（GLN 専用企業コードの返還）

- 1 登録事業者は下記に該当する場合、GLN 専用企業コード返還届を当財団に提出しなければならない。
 - ① 登録事業者が GLN 専用企業コードを有効期間中に使用しなくなった場合
 - ② GLN 専用企業コードの有効期間が満了し更新手続きを行わない場合
- 2 当財団は返還届の内容を確認し、登録原簿の内容を変更し、返還確認書を登録事業者に送付する。
- 3 GLN 専用企業コード返還届を提出した登録事業者は、登録申請料その他当財団に対する債務があるときは、その清算をしなければならない。
- 4 GLN 専用企業コードの返還届の提出後は、登録事業者はその GLN 専用企業コードを使用してはならない。

第 10 条（登録内容の変更）

- 1 登録事業者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに GLN 専用企業コード登録事項変更届を当財団に提出しなければならない。
- 2 当財団は、GLN 専用企業コード登録事項変更届の内容を確認の上、その登録変更を行い、変更後の内容が記載された登録通知書を登録事業者に送付する。

第 11 条（譲渡）

- 1 登録事業者の合併、営業譲渡、会社分割等により GLN 専用企業コードの登録事業者を変更しようとするときは、現在の GLN 専用企業コード登録事業者と新たな GLN 専用企業コード登録事業者の連名により、GLN 専用企業コード譲渡申請書を当財団に提出しなければならない。
- 2 新たな GLN 専用企業コード登録事業者は 1 事業者のみとし、1 つの GLN 専用企業コードを複数の事業者が使用することはできない。
- 3 当財団は、譲渡申請書の内容を確認のうえ、適正な譲渡申請と認めた時は、GLN 専用企業コードの譲渡手続き完了日を取引年月日として、GLN 専用企業コード登録原簿の記載内容を変更し、登録通知を譲渡申請を行った両当事者に送付する。併せて、適格請求書である「申請料確定明細書」の入手方法を必要な者に通知する。

- 4 GLN 専用企業コードの使用権を譲渡した登録事業者は、譲渡後その GLN 専用企業コードを使用することはできない。

第 12 条（登録の取消）

- 1 当財団は登録事業者が次の各号に該当したときは、登録事業者に対する通知催告をすることなく、GLN 専用企業コードの登録を取り消すことができる。
 - ① 登録申請書、更新申請書、登録事項変更届等当財団に提出する書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ② 所定の申請料を納付しなかった場合
 - ③ 有効期間を経過しても更新の手続きを行わなかった場合
 - ④ 本規約若しくは GLN の使用規則に違反し GLN 専用企業コードを使用した場合又は他の事業者で使用させた場合
 - ⑤ 第 16 条による表明、保証に違反した場合
 - ⑥ その他本規約に違反した場合
- 2 当財団は前項の規定により GLN 専用企業コードの登録を取り消した場合、その旨を登録事業者の登録された住所に通知する。

第 13 条（免責）

- 1 GLN 専用企業コード、及び GLN 専用企業コードを利用した GLN は登録事業者の責任で使用し、当財団はコードの使用に関して、登録事業者に次の損害を補償しない。
 - ① コード使用に伴う損害
 - ② 登録内容の変更を届けなかったことにより生じた損害
 - ③ GLN 専用企業コードの登録取消後の損害
- 2 登録事業者が登録を受けたコードの利用に関して、財団が第三者に損害の賠償を行った場合、当財団はその登録事業者に損害の求償をすることができる。

第 14 条（使用禁止）

- 1 登録事業者あるいは登録事業者であった者は、登録が取り消された GLN 専用企業コードを使用することはできない。
- 2 事業者（GLN 専用企業コードを使用している登録事業者を含む）は、登録が取り消された他の登録事業者の GLN 専用企業コードを使用してはならない。その使用について、当財団から GLN 専用企業コード登録取り消しの事実が通知されたときは、直ちにその使用を中止しなければならない。
- 3 登録が取り消された GLN 専用企業コードを使用した第 1 項の登録事業者は若しくは登録事業者であった者又は第 2 項の事業者は、その GLN 専用企業コードの登録管理費相当額を損害金として当財団に納付しなければならない。

第 15 条（規約の変更）

- 1 当財団は本規約を任意に変更することができる。
- 2 本規約を変更しようとするときは、当財団はその変更内容を当財団のウェブサイトに掲示し、変更の効力発生時期を明示する。
- 3 本規約の変更がウェブサイトに掲示された後に、GLN 専用企業コードを使用した事業者は、変更後の規約に同意したものとみなされる。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

事業者は第 7 条による有効期間中、事業者およびその株主・役員その他、事業者を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証する。

第 17 条（準拠法及び合意管轄裁判所）

- 1 本規約の解釈については、日本国法を準拠法とする。
- 2 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別表 更新申請料（消費税別）

コード種別	登録管理費
10 桁 GLN 専用企業コード	5,000 円
11 桁 GLN 専用企業コード	3,000 円

- イ) 上記登録管理費に、消費税を加えた額が更新申請料となる。
- ロ) 上記申請料は、1 コード単位の支払いとなる。

個人情報保護方針

一般財団法人流通システム開発センター（以下、「当財団」という。）は、個人情報の重要性を十分に認識し、適切に保護することが社会的責務であると考えております。当財団では、以下のとおり個人情報保護方針を制定し、従業者（役員等含む。）に対して周知徹底を図り、個人情報の適正な管理と利用、保護に努めます。

1 法令及びその他の規範の遵守について

当財団は、個人情報保護に関する法令、国が定める指針及びその他の規範を遵守します。

2 個人情報の取得について

当財団は、書面（電子的な方式等含む。）により個人情報を取得するときは、法令に基づく場合を除き、取得する個人情報の利用目的を明示します。

3 個人情報の管理について

当財団は、個人情報への不正アクセス、又は個人情報の盗難、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等を防止するためのセキュリティ対策並びに個人情報の管理に関する安全性の確保及び是正措置を講じます。

4 個人情報の利用制限について

当財団は、法令に基づく場合を除き、個人情報を利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。個人情報を第三者との間で共同利用し、又は個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

5 個人情報の第三者への提供について

当財団は、法令に基づく場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供いたしません。

6 個人情報の開示・訂正・削除・利用停止等について

当財団は、個人情報について、本人からの開示・訂正・削除・利用停止等の要請及び苦情・相談に対して適切かつ迅速に対応いたします。

7 個人情報の保護に関する維持・継続的改善について

当財団は、個人情報を保護するための方針や体制等については、当財団の事業内容の変化及び国内外の社会環境、IT環境の変化等に応じて継続的に改善し、適切な管理の維持に努めます。

2020年7月1日

一般財団法人 流通システム開発センター
専務理事 杉谷 晴久

個人情報の取扱いについて

2020年9月15日

一般財団法人 流通システム開発センター

1 個人情報の利用目的事業

一般財団法人流通システム開発センター（以下、「当財団」という。）は、流通に関するシステムの開発と普及の推進を通じて流通活動の近代化を図り、もって経済の均衡ある発展に寄与することを目的とした事業活動を行っております。

事業活動を通じて取得いたしました個人情報は、次の事業の範囲内で利用させていただきます。

- (1) 流通に関するシステムの研究開発
- (2) 流通のシステム化に関する調査、研究
- (3) 流通のシステム化に要する人材の養成
- (4) 流通のシステム化に関する情報の収集、加工、保管及び提供
- (5) 流通のシステム化に関する指導、相談
- (6) 流通のシステム化に関するコードの管理
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 個人情報の利用目的の公表

当財団は、上記1の事業について個人情報を次の利用目的で利用することを、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）第18条第1項に基づき公表します。

- (1) 各種流通コード（GS1事業者コード・JANコード等のGS1識別コード、定期刊行物コード（雑誌）、書籍JANコード、共通取引先コード、流通決済事業者コード、標準センターコード、U.P.C. Company Prefix等）の登録・運営管理
- (2) 各種データベース（JICFS/IFDB、GJDB等）の登録・運営管理
- (3) 流通BMSの運営管理
- (4) 国内外の事業者や関係団体との意見交換・情報連絡等
- (5) 調査研究事業において設置する委員会等の委員・講師等の選任及び運営管理
- (6) 調査研究事業の一環としてのアンケート等の方法による調査
- (7) 受託業務等における契約や法律等に基づく権利や義務の履行及び契約の解除や解約後の事後管理等のために必要な範囲内での取扱い
- (8) 受託業務等の円滑な運営管理
- (9) 講演会、説明会、セミナー等のご案内、受講者等の管理
- (10) 各種共催、後援、協賛の会合、催事等の運営管理
- (11) 各種出版物の購入受付、発送又は配布
- (12) 各種メールマガジン等の運営管理

- (13) 各種表彰・キャンペーン等の実施
- (14) 当財団の会員及び研究会の運営管理
- (15) 当財団に対する問い合わせ等への対応（マスコミ等含む。）
- (16) 職員等の雇用及び人事管理（退職者を含む。）
- (17) 認定個人情報保護団体の業務遂行〔個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）第37条〕
- (18) その他、上記1の事業目的の達成のため（今後利用することとなる業務等を含む。）

3 個人情報の取扱いの外部委託

当財団が、外部に個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、十分な保護水準を満たした者を選定し、委託先に対して委託業務の目的以外には個人情報を使用しない旨等、個人情報の取扱いに関する契約を締結するなど適切な措置を講じます。

4 個人情報の第三者への提供

当財団は、上記2の個人情報の利用目的の公表に記載した場合及び法令に基づく場合において、当財団の会員又は官公庁・団体等に個人情報を提供することがあります。これらを除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供いたしません。

5 お問い合わせ・開示等の申請窓口

当財団が保有する個人情報の取扱いに係るお問い合わせや開示等の申請は、下記の窓口までお願いいたします。

一般財団法人 流通システム開発センター 総務部
〒107- 0062 東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル東館 9F
電 話 03-5414-8500
FAX 03-5414-8509
E-Mail privacy@gsljp.org
部門等別連絡先一覧

●－利用編－G L N利用の手引き（G L N専用企業コードの貸与を受けている方）

G L Nご利用にあたって

当財団（GS1Japan）が加盟している国際的な流通標準化推進機関のG S1 では、組織や場所を識別するコードであるG L N（Global Location Number）を、1995年に制定しました。日本においても、1997年にG L Nの利用が開始されました。

G L Nは、国内および国際的な企業間取引において、組織や場所を世界的に唯一に識別できるコードとして、流通情報システムの仕組みの中で使用されています。

G L Nをご利用の事業者におかれましては、この「G L N利用の手引き」に従って、G L Nをご使用くださるようお願い申し上げます。

GS1Japan(一般財団法人 流通システム開発センター)

本冊子はG L N専用企業コードを使用してG L Nを設定し利用する際の使用規則です。

- G L Nとは国内および国際的な企業間取引において、相互に組織や場所を唯一に識別できる13桁のコードです。
- G L Nを登録設定するには、GS1Japan(一般財団法人 流通システム開発センター)からG L N専用企業コードの貸与を受けていることが必要です。
- G L Nは、G L N専用企業コードを使用して設定します。設定にあたっては、貸与規約および本冊子が定める「G L N設定ルール」に従って設定しなければなりません。
- 本冊子は、GS1 総合仕様書 (<https://www.gs1.org/standards/barcodes-epcrfid-id-keys/gs1-general-specifications>) と GS1 GLN Allocation Rules Standard (<https://www.gs1.org/1/glnrules>) をもとに、より参照しやすいように基本的な情報や例示を加えたものです。

1. GLNの概要

1-1 GLNとは

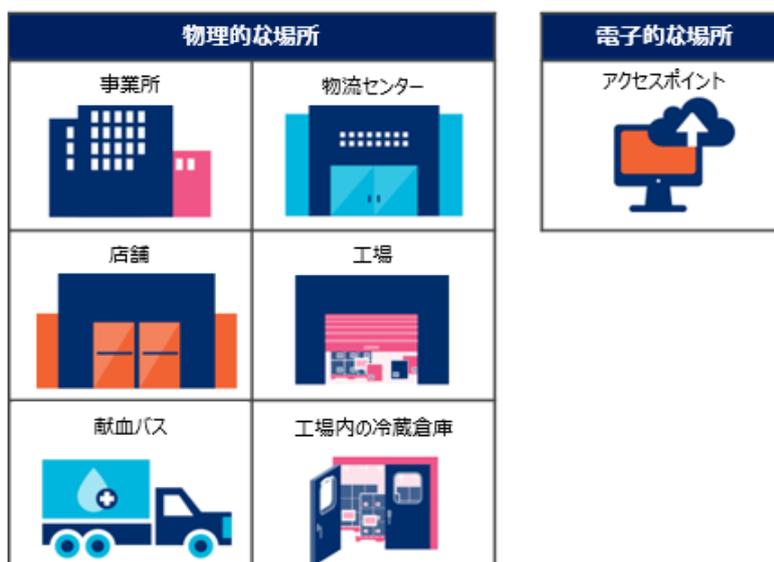
GLNはGlobal Location Numberの略称で、国内および国際的な企業間取引において、組織や場所を世界的に唯一に識別できるGS1識別コードです。

GLNには、①事業者（法人、団体、個人事業主など）、②部門（経理部、人事部など）、③物理的な場所（事業所、工場、物流センター、店舗など）、④電子的な場所（システムのアクセスポイントなど）の4つの使用区分があり、区分ごとに設定ルールが定められています（本冊子では、①事業者および②部門を「組織」、③物理的な場所および④電子的な場所を「場所」と分類します）。同一のGLNを複数の区分に設定することもできますが（例：1つのGLNで法人（事業者）と住所（物理的な場所）を識別）、いずれかの区分に変更が生じた場合、他の区分には変更がなくてもGLNを新たに設定または変更が必要な場合があります。組織や事業が拡大すると、GLNの管理・メンテナンスが煩雑になってしまう可能性があるため、区分ごとに別々のGLNを設定することを推奨します。

「組織」の例



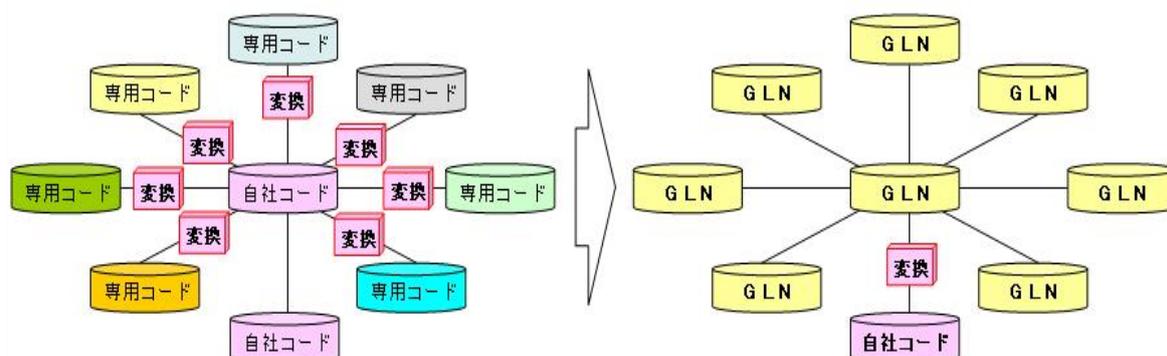
「場所」の例



1-2 GLNのメリット・利用シーン

多くの企業では営業活動や物流活動などを行う場合、得意先や商品の保管場所などを自社コードによって指定し、業務を遂行しています。社内業務だけのことを考えればこれで十分ですが、得意先や仕入先との企業間取引においては、得意先から納入場所等のコードを指定される場合が多く見受けられます。これらの取引先コードを社内業務に取込む際には、自社コードへの変換テーブルを作成する必要があり、取引先の多い企業ではコード変換にかかるコストが大きくなっています。

GLNは、製造業、卸売業、小売業の他、物流やヘルスケア等、様々な業界を対象にした国際標準の識別コードです。当財団では、各業界におけるコード変換のコスト削減やスムーズな情報連携を目的とし、1999年5月よりGLNの利用を普及推進しています。

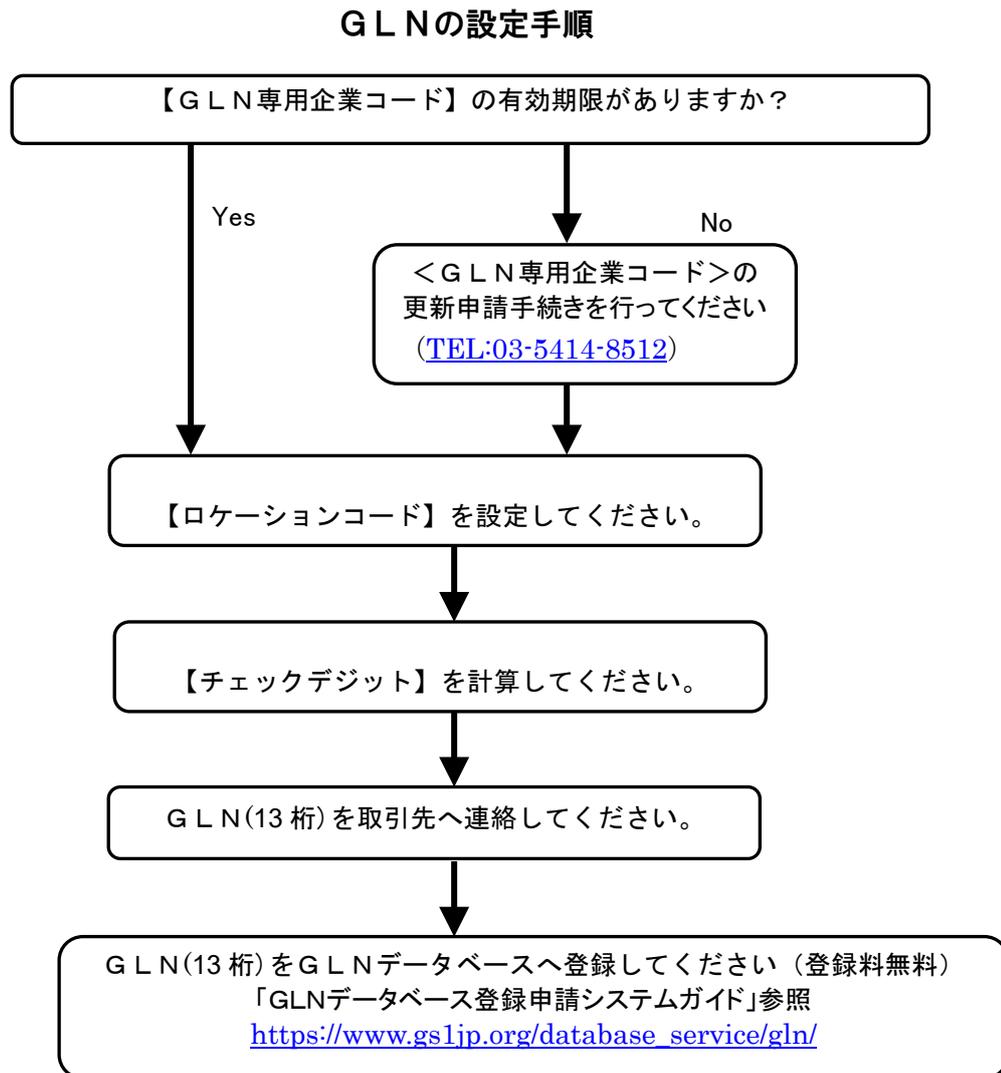


GLNは、企業間電子データ交換（EDI）における取引先や場所、送信先等のアクセスポイントの識別に利用されています。また、商品情報管理システム（PIM）における商品情報のメーカーごとの名寄せや、商品トレーサビリティ管理（入出荷先の把握）などにも活用されています。さらに近年では、物流標準化における組織や場所の識別コードとしても注目を集めています。

2. GLNの利用方法

2-1 GLN設定の流れ

GLN専用企業コードの貸与を受けている事業者は、以下の手順に従ってGLN（13桁）を設定してください。



既にGLN専用企業コードを登録している事業者がGLNのロケーションコードが増えて新たに、事業者コードが必要となった場合はGS1事業者コードの登録申請が必要です。
当財団 ([TEL:03-5414-8512](tel:03-5414-8512)) までお問い合わせください。

2-2 GLN設定手順

2-2-1 ロケーションコードの設定

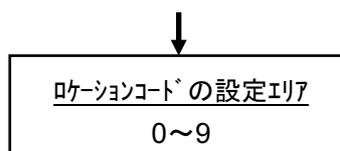
(1) ロケーションコード設定にあたって

ロケーションコードは、組織や場所を一意に識別するための番号です。GLN専用企業コード登録事業者が、企業間取引で識別する必要のある単位で任意に設定します。階層構造や分類などの意味付けをせずに、順次設定してください。

(2) ロケーションコードの桁数

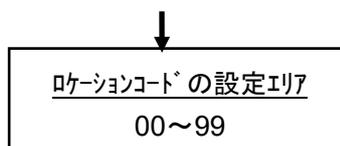
① GLN専用企業コード：11桁を使用したGLNの場合

<u>G1 G2 G3 G4 G5 G6 G7 G8 G9 G10 G11</u>	+	<u>L1</u>	+	<u>C/D</u>
GLN専用企業コード (11桁)		ロケーションコード (1桁)		チェックデジット (1桁)
(当財団が貸与)		0~9 (登録事業者が設定)		



② GLN専用企業コード：10桁を使用したGLNの場合

<u>G1 G2 G3 G4 G5 G6 G7 G8 G9 G10</u>	+	<u>L1 L2</u>	+	<u>C/D</u>
GLN専用企業コード (10桁)		ロケーションコード (2桁)		チェックデジット (1桁)
(当財団が貸与)		00~99 (登録事業者が設定)		



チェックデジットは、システムによる読み誤りを防ぐための数値です。GLNのチェックデジットの計算方法は、モジュラス10の方式で算出します。

当財団のGLNウェブサイトには、チェックデジットの自動計算ソフトが掲載されていますのでご利用ください。

https://www.gs1jp.org/standard/identify/gln/calculate_gln_check_digit.html

2-2-2 ロケーションコードの設定手順と具体例

① はじめに GLNの付番管理を行う担当部署を決めます。

② 手順1 自社のGLN専用企業コードとその桁数を確認します。

(例) 流開センター商事のGLN専用企業コード

「459611111111」(11桁GLN専用企業コード)

(例) 流開センター商事の基本GLN

「4596111111101」(ロケーションコードは「0」)

③ 手順2 取引で必要となるGLNが発生の都度、順次GLNを追加設定します。

ロケーションコードは、任意の数字で設定します。

(例1 : 物流拠点を表すGLN) GLN : 4596111111118

ロケーション名 : 「流開センター商事 湘南関東配送センター」

(例2 : 事業所を表すGLN) GLN : 4596111111125

ロケーション名 : 「流開センター商事 関西支店」

(例3 : 事業部門を表すGLN) GLN : 4596111111132

ロケーション名 : 「流開センター商事 飲料事業部」

2-2-3 GLNデータベースへの登録

GLN を利用する事業者は、「GLN データベース登録申請ガイド」に従って、GLN データベースに下記をご登録ください。

- 1 GLN
- 2 名称（ロケーションコードを設定した事業所などの名称）
- 3 所在地（郵便番号を含む上記当該事業所の所在地）
- 4 用途

「GLN データベース登録申請ガイド」：https://www.gs1jp.org/assets/img/pdf/glndb_guide.pdf

GLN データベースへの登録は、下記ページから簡単に行うことができます（登録料無料）。

<https://glndb.gs1jp.org/gln/login.aspx>

GLN データベースの変更、削除

登録された GLN の事項に変更があった場合、または GLN を使用しなくなった場合は、データベースの登録内容変更申請または削除申請が必要です。申請にあたっては、上記「GLN データベース登録申請ガイド」を参照してください。

GLN データベース登録事項の公開

登録された次の事項は、GLN の利用を促進するために、当財団のウェブサイト ^{メディア}GEPIR（GS1 登録事業者情報検索サービス）（<https://gepir.gs1jp.org/modules/gepir>）に公開されます。

<GLN データベース公開情報>

- 1 GLN
- 2 名称（ロケーションコードを設定した事業所・部門などの名称）
- 3 所在地（郵便番号を含む上記当該事業所の所在地）
- 4 用途

■ GLN データベースは、GLN を利用する取引先が GLN の内容を確認する等に利用されます。

また、自社の GLN 付番管理台帳としても役立ちます。

3. 基本GLN

GLN専用企業コード登録事業者自身を表すGLNを「基本GLN」と呼び、当財団が設定しています。複数のGLN専用企業コードの貸与がある場合、当財団が代表のコードを決めて設定しており、GS1登録事業者情報検索サービスのGEPIRを通じて確認ができます。

- ・ 11桁GLN専用企業コードの方は、ロケーションコード「0」（数字0を1桁）
- ・ 10桁GLN専用企業コードの方は、ロケーションコード「00」（数字0を2桁）を設定し「基本GLN」として利用します。

① GLN専用企業コード 11桁の事業者の基本GLN

G1 G2 G3 G4 G5 G6 G7 G8 G9 G10 G11 **0** C/D

② GLN専用企業コード 10桁の事業者の基本GLN

G1 G2 G3 G4 G5 G6 G7 G8 G9 G10 **00** C/D



既に「0」「00」以外のロケーションコードのGLNを、GLN専用企業コード登録事業者自身を表すGLNとして利用している場合、引き続きそのGLNを基本GLNとして利用できます。詳細は当財団までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 TEL : 03-5414-8512 (GLN担当)

4.GLN 設定ルールの基本原則

4-1 GLN の使用区分および設定者

GLN の使用区分は下記の通りです。

- ① 事業者：法人、団体、個人事業主など
- ② 部門：経理部、人事部など
- ③ 物理的な場所：事業所、工場、物流センター、店舗など
- ④ 電子的な場所：システムのアクセスポイントなど

使用区分ごとにそれぞれ別の GLN を設定することを推奨しますが（例：事業者を表す GLN と、物理的な場所を表す GLN は分ける）、複数の区分に同一の GLN を設定可能な場合もあります（0. 4-4 同一の GLN による複数の使用区分の識別 参照）。



また、GLN の設定者は下記の通りです。

- ① 事業者を識別する GLN：事業者自身
- ② 部門を識別する GLN：部門を有する事業者自身
- ③ 物理的な場所を識別する GLN：場所の所有者または主要な使用者
- ④ 電子的な場所を識別する GLN：場所の所有者または主要な使用者

③、④の「場所の所有者または主要な使用者」について、「所有者」とは、物理的／電子的な場所に対して法的または正当な権限を持つ事業者を指します。また、「主要な使用者」とは、物理的／電子的な場所を専有して使用する事業者を指します。例えば、貸倉庫の「所有者」は、その貸倉庫の法的所有権を持つ事業者であり、「主要な使用者」は、その貸倉庫の全体または一画を専有して借りている事業者を指します。

また、「主要な使用者」が自身の所有していない場所に GLN を設定する場合、その事業者は設定した GLN を場所の「所有者」に通知することが望ましいです。

4-2 組織の識別

組織（事業者、部門）とは、法律に基づいて存在する法人や団体等、およびその事業部門を指します。組織を識別する GLN は、取引において「誰が」関与しているかを特定するものです。様々な組織間で、その組織を識別する業務上の必要がある場合には、その組織に対して個別の GLN を割り当てます。

「組織」の例



4-3 場所の識別

場所（物理的／電子的な場所）を識別する GLN は、取引において「どこに」存在するのかを特定するものです。様々な組織間で、その場所を識別する業務上の必要がある場合には、その場所に対して個別の GLN を割り当てます。

「場所」の例



<参考> 物理的な場所をさらに細分化したサブ・ロケーションの識別

サブ・ロケーションとは、物理的な場所の中にある特定のエリアのことで、例えば、建物の階や部屋、棚の場所、ヤード（物置き場）のような建物周辺にある区画等が挙げられます。GLN と GLN 拡張フィールド¹を組み合わせることで、1つの GLN で識別される物理的な場所の中の複数の区画を識別することができます。

（GLN 拡張フィールドの企業間取引での使用）

GLN 拡張フィールドは、関係する全ての取引先が相互に同意しており、かつ取引に対応している場合のみ、使用することができます。

（物理的な場所の GLN 変更による影響：新規 GLN の設定）

物理的な場所の GLN を変更する場合には、GLN 拡張フィールドとの全ての組み合わせを変更しなければなりません。

¹ GLN 拡張フィールド（GLN extension component）については、最新の GS1 総合仕様書（<https://www.gs1.org/standards/barcodes-epc/efid-id-keys/gs1-general-specifications>）を参照してください。

4-4 同一の GLN による複数の使用区分の識別

使用区分（事業者、部門、物理的な場所、電子的な場所）ごとにそれぞれ別の GLN を設定することを推奨しますが、複数の区分を同一の GLN で識別可能な場合もあります。よくある例としては、1つの GLN で事業者と物理的な場所を識別する場合があります。

例) 1つの GLN で事業者と物理的な場所を識別



また、事業者と、その事業者の全部門（または GLN が個別に設定されていない全部門）に同一の GLN を設定することも可能です。

例) 事業者と、GLN が個別に割り当てられていない物流部以外の全部門に GLN A を設定

(物流部には GLN B を個別に設定)



ただし、このような設定が認められるのは、事業者が細かい部門分けを必要としない事業運営を行っている場合です。同一の GLN で複数の使用区分を識別する場合、複数の区分に関する全てのルールを適用する必要があります。いずれかの使用区分に変更が生じた場合、他の区分には変更がなくても、GLN を新たに設定または変更する必要があります。同一の GLN で複数の使用区分を識別していることが、GLN の管理・メンテナンスを煩雑にする可能性があるため留意が必要です。

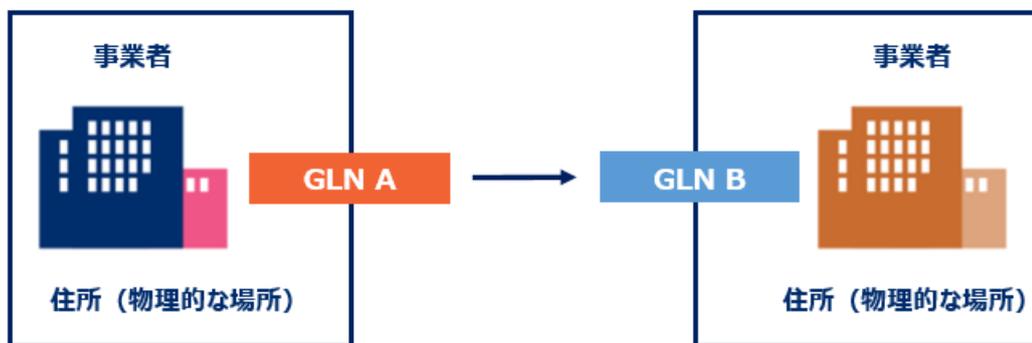
4-4-1 ロケーション変更の影響

同一の GLN によって複数の使用区分を識別している場合、特定の区分のロケーション変更が他の区分に対して影響を及ぼします。例えば、GLN A が事業者と物理的な場所の識別に使用される場合、物理的な場所の変更（移転）に伴い、新しい住所（物理的な場所）には GLN B を新たに設定する必要があります。

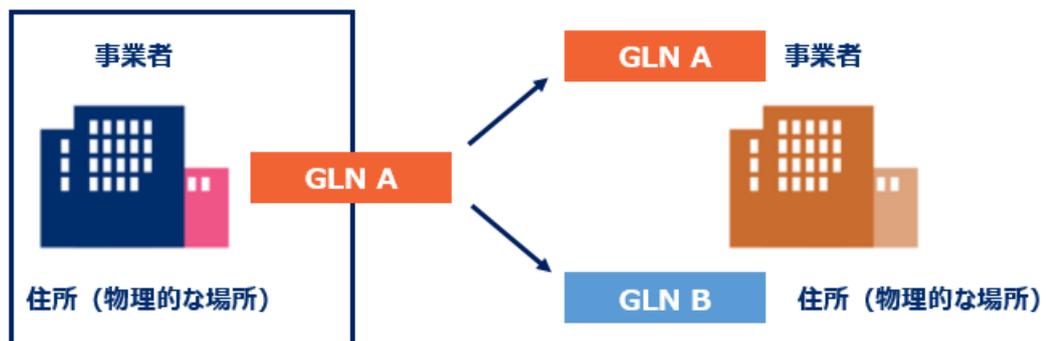
この際、事業者には下記 2 つの選択肢があります。

①事業者と、移転後の新しい住所（物理的な場所）に GLN B を新規設定

（引き続き、1 つの GLN で事業者と物理的な場所を識別する場合）



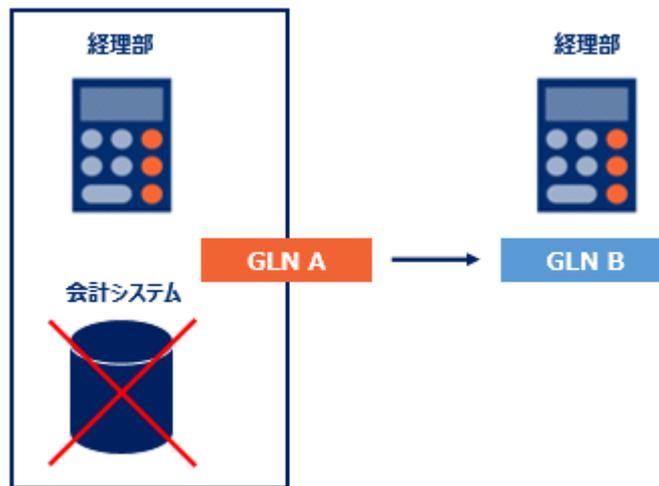
②移転後の新しい住所（物理的な場所）に GLN B を新規設定し、事業者の識別には GLN A を継続使用



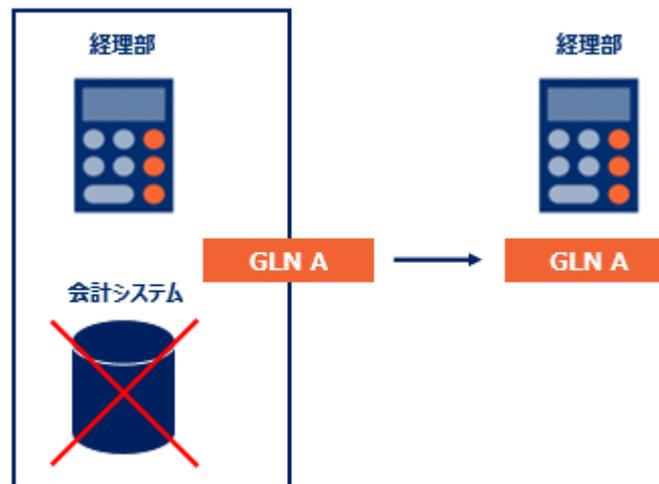
4-4-2 ロケーション使用停止の影響

同一の GLN によって複数の使用区分を識別している場合、ロケーションの統廃合等による特定の区分のロケーション使用停止が、他の区分に対して影響を及ぼします。例えば、GLN A が経理部（部門）と会計システム（電子的な場所）の識別に使用されており、会計システムが ERP システムに引き継がれ廃止される場合、その法人には下記 2 つの選択肢があります。

① 経理部に GLN B を新規設定



② 経理部の識別に GLN A を継続使用



5. GLN 設定ルール

本章では、組織（事業者、部門）や場所（物理的／電子的な場所）に変更等が生じた場合の、GLN の設定方法について説明します。

5-1 新設・追加

取引において、個別に識別する必要がある組織や場所を新設・追加した場合、新しい GLN を設定します。

事業者の新設

新しい GLN：法人や団体等、事業者を新たに設立した場合、新しい GLN を設定します。

部門の新設

新しい GLN：他の部門と区別する必要がある部門を新たに設立した場合、新しい GLN を設定します。

物理的な場所の追加

新しい GLN：取引を行う物理的な場所を新たに追加した場合、新しい GLN を設定します。

電子的な場所の追加

新しい GLN：取引を行う電子的な場所を新たに追加した場合、新しい GLN を設定します。

例) 新設した法人 B に GLN B を新規設定



5-2 分割

組織や場所を分割した場合、そのうち1つに対しては、既存の GLN を継続して使用することができます。その他の組織や場所に対しては、新しい GLN を設定します。

事業者の分割

同一の GLN : 事業者を分割した場合、1つの事業者には既存の GLN を継続使用できます。

新しい GLN : その他の事業者には新しい GLN を設定します。

例) 法人 A (GLN A) を、法人 A (GLN A) と法人 B (GLN B) に分割する場合

部門の分割

同一の GLN : 部門を分割した場合、1つの部門には既存の GLN を継続使用できます。

新しい GLN : その他の部門には新しい GLN を設定します。

例) 総務部 (GLN A) を、総務部 (GLN A) と人事部 (GLN B) に分割する場合

物理的な場所の分割

同一の GLN : 物理的な場所を分割した場合、1つの物理的な場所には既存の GLN を継続使用できます。

新しい GLN : その他の物理的な場所には新しい GLN を設定します。

例) 農地 A (GLN A) を、農地 A (GLN A) と農地 B (GLN B) に分割する場合

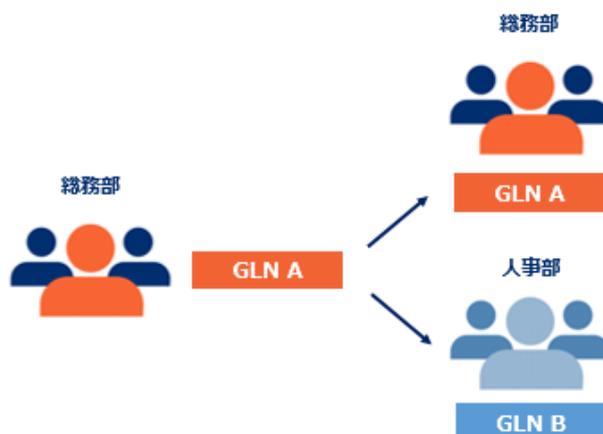
電子的な場所の分割

同一の GLN : 電子的な場所を分割した場合、1つの電子的な場所には既存の GLN を継続使用できます。

新しい GLN : その他の電子的な場所には新しい GLN を設定します。

例) 同じフレームワーク内で、本番環境 (GLN A) と並行してテスト/開発用の環境 (GLN B) を作成する場合

例) 総務部 (GLN A) を総務部と人事部に分割し、人事部に GLN B を新規設定



5-3 合併・統合

GLN で識別されている複数の組織や場所を合併・統合した場合、そのうち 1 つの GLN を、合併・統合後の組織や場所の識別に利用し続けることができます。また、合併・統合された組織や場所の GLN は使用停止します。

事業者の合併

同一の GLN : 事業者が合併した場合、既存の GLN のうち 1 つを合併後の事業者の識別に使用できます。

使用停止 : 合併された事業者の GLN は使用停止します。

部門の統合

同一の GLN : 部門を統合した場合、既存の GLN のうち 1 つを統合後の部門の識別に使用できます。

使用停止 : 統合された部門の GLN は使用停止します。

物理的な場所の統合

同一の GLN : 物理的な場所を統合した場合、既存の GLN のうち 1 つを統合後の物理的な場所の識別に使用できます。

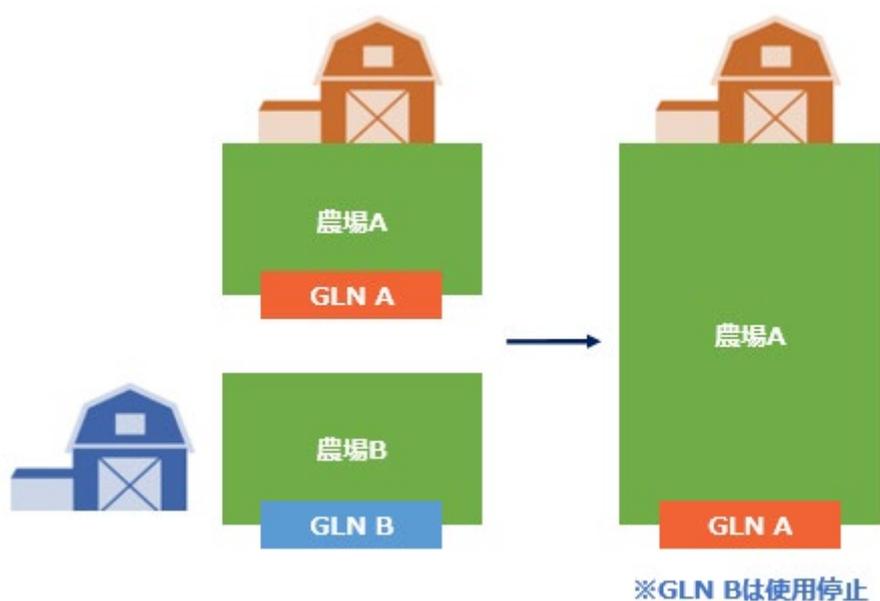
使用停止 : 統合された物理的な場所の GLN は使用停止します。

電子的な場所の統合

同一の GLN : 電子的な場所を統合した場合、既存の GLN のうち 1 つを統合後の電子的な場所の識別に使用できます。

使用停止 : 統合された電子的な場所の GLN は使用停止します。

例) 農場 A (GLN A) と農場 B (GLN B) を統合し、GLN A を継続利用、GLN B を使用停止



5-4 法人格・目的・用途の変更

組織や場所の用途を変更した場合も、既存の GLN を継続利用することができます。ただし、取引先への影響等から、新しい GLN が求められる場合は、GLN を変更します。

事業者の法人格の変更

同一の GLN：法人格の変更（例：有限会社から株式会社への変更）によって、事業者の GLN を変更する必要はありません。ただし、その変更に伴って事業内容が大幅に変わるなどして、取引先にも明確に伝える必要があれば、GLN を変更します。

部門の目的変更

同一の GLN：部門の目的変更（例：サービス部門からサービス・品質部門への変更）によって、GLN を変更する必要はありません。ただし、その変更が進行中の取引に影響を及ぼす場合、GLN を変更します。

物理的な場所の用途変更

同一の GLN：物理的な場所の用途変更（例：低温倉庫から常温倉庫への改装）によって、GLN を変更する必要はありません。ただし、その変更が進行中の取引に影響を及ぼす場合、GLN を変更します。

電子的な場所の用途変更

同一の GLN：物理的な場所の用途変更（例：ソフトウェアやハードウェアの軽微なアップデート）によって、GLN を変更する必要はありません。ただし、その変更が進行中の取引に影響を及ぼす場合、GLN を変更します。

例) サービス部門を、サービス・品質部門に変更



※ただし、変更が進行中の取引に影響を及ぼす場合、GLNを変更します。

5-5 住所（アドレス）変更

組織や場所の住所（アドレス）を変更した場合、新しい GLN の設定が求められる場合と、既存の GLN を継続利用できる場合があります。

詳細は下表の通りです。

使用区分	トピック	ユースケース	具体例	新規 GLN
事業者	事業者の移転	GLN の使用区分が「物理的な場所」ではない（GLN が「物理的な場所」を識別するために使用されていない）場合の、事業者の移転	法人が大阪から東京に移転する。GLN の使用区分は「物理的な場所」ではなく、「事業者」である。	不要
部門	部門の移転	GLN の使用区分が「物理的な場所」ではない（GLN が「物理的な場所」を識別するために使用されていない）場合の、部門の移転（業務場所の変更）	人事部が大阪から東京に移転する。GLN の使用区分は「物理的な場所」ではなく、「部門」である。	不要
事業者 または 部門	事業者または部門の運営場所の変更（複数の場所での運営）	事業者または部門が、異なる GLN で識別される複数の場所で継続的に運営している	産婦人科は 2 階の B 棟で基本的に運営しているが、C 棟や D 棟を利用することもある。各棟には、産婦人科の GLN とは別の、場所を識別する固有の GLN がある。	不要
物理的な場所	物理的な場所の変更	物理的な変化を伴う変更（移転）	小売店が青山通り 123 番地から赤坂通り 456 番地に移転する。	必要
物理的な場所	物理的な場所の変更	物理的な変化を伴わない住所変更	自治体が通りの名前を変更したが、物理的な場所は変わらない。	不要

使用 区分	トピック	ユースケース	具体例	新規 GLN
電子的な 場所	電子的な場所の アドレス変更	GLN を介して取得されるネット ワークアドレスの変更	アクセスポイントの URL が https://api.example.com/mycojpa ny/invoce から https://api.example.com/mycojpa ny/xml-invoce に変更される。	必要
物理的な 場所	モバイルロケーショ ンの所在地の変更	モバイルロケーションの所在地 を識別するために設定された GLN は、あらかじめ移動する ことが予想される	フードトラックは季節や時間帯、地域のイベント に応じて所在地を変える。	不要

5-6 名称変更

組織や場所の名称を変更しても、新しい GLN の設定は不要です。

例) 法人 X が、法人名を法人 Y に変更する場合

5-7 財務上の変更

財務上の変更とは、事業者間の支払処理をするために必要な情報の更新を指します。組織や場所の GLN に関連付けられた財務情報を変更しても、新しい GLN の設定は不要です。

例) 金融機関の変更に伴い、口座番号を変更する場合

5-8 連絡先の変更

連絡先の変更とは、組織や場所の連絡先（電話番号、電子メールアドレス、担当者等）の更新を指します。組織や場所の GLN に関連付けられた連絡先を変更しても、新しい GLN の設定は不要です。

例) 異動に伴い、経理部の窓口担当者、電話番号を変更する場合

5-9 廃止

組織や場所を廃止した場合、その組織や場所の GLN の利用は停止します。また、統合・合併などで存続しなくなった組織や場所の GLN は使用を停止します（5-3 合併・統合 参照）。

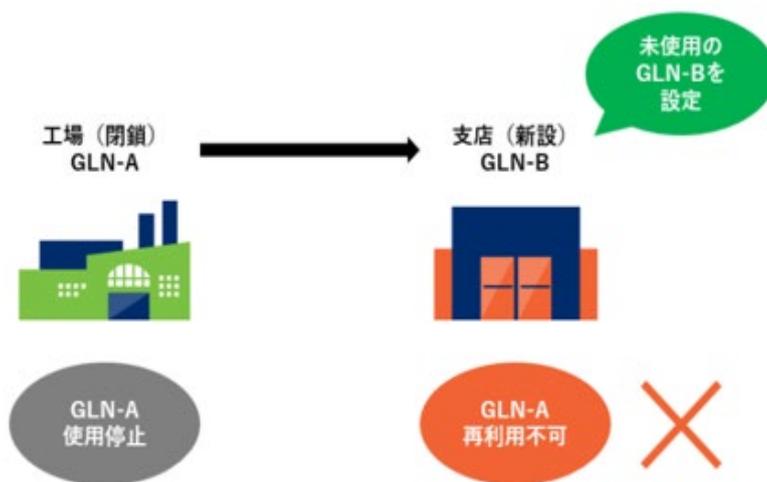
例) 法人 A (GLN) の廃止に伴い、GLN A の使用を停止する場合

例) 法人 A (GLN A) の廃止に伴い、GLN A の使用を停止



5-10 GLN の再利用

一度組織や場所の識別に利用した GLN を他の組織や場所の識別に再び利用することを、GLN の再利用と言います。以前は GLN の使用停止から 48 か月以上期間を空けることにより、GLN を再利用することができました。2022 年 7 月からこのルールが変更され、一度使用した GLN を再利用することはできなくなりました。現在 GLN を再利用している事業者は、本ルール変更への対応を進めてください。



GLNの再利用は不可 (2022年7月から)

6. GLN に関する Q&A

Q 1. GLN はどのような業務に利用できますか？

A 1. 企業間電子取引において、企業、事業所、物流センター、倉庫、経理部などの法人組織や物理的な場所などを識別するために使用します。受発注、物流、代金決済などの業務に利用できます。標準 EDI である流通ビジネスメッセージ標準（流通 BMS）では、送受信先の企業識別コードなどとしても使用されます。

Q 2. ロケーションとは、どのような意味ですか？

A 2. ロケーションとは、例えば、取引において、法人や、発注元や発注先、納品先、請求先などの部門、工場や店舗などの物理的な場所、ネットワーク上のアドレスなど電子的な場所など、業務上、識別する必要があるものを意味します。

Q 3. ロケーションコードの設定は、どのようにしたらよいですか？

A 3. 企業間取引において、業務上、識別する必要がある単位で別々のロケーションコードを設定してください。ロケーションコードの設定に当たっては、GLN を要請された取引先と「GLN を何に使用するのか」「どのようなロケーションの GLN が必要か」などを確認して下さい。ロケーションコードは各企業が貸与されている GS1 事業者コードの桁数によって、設定桁数が異なります。ロケーションコードは、階層構造や分類などの意味付けをせずに順次に設定してください。

Q 4. GLN 専用企業コードは、まだ使えるのですか？

A 4. GLN 専用企業コードの新規発行は停止しておりますが、既に発行済の GLN 専用企業コードは、3 年ごとの更新手続きを行って頂ければ、引き続き GLN に使用できます。

①GLN 専用企業コード:10 桁の GLN

②GLN 専用企業コード:11 桁の GLN

G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	L1	L2	C/D
GLN専用企業コード +										ロケーションコード +		チェックディジット
(10桁)										(2桁)		(1桁)

G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	L1	C/D	
GLN専用企業コード +											ロケーションコード +		チェックディジット
(11桁)											(1桁)		(1桁)

Q 5. GLN 専用企業コードを JAN コード（商品識別コード）に使用できますか？

A 5. "4594"および"4596"から始まる GLN 専用企業コードは、JAN コード(商品識別コード)には使用できません。あくまでも GLN 専用の企業コードです。

Q 6. 短縮タイプの GS1 事業者コードを GLN に使用することはできますか？

A 6. 使用できません。GLN の企業コードに使用できるのは、標準タイプ（10 桁、7 桁および 9 桁）の GS1 事業者コードと GLN 専用企業コード（10 桁および 11 桁）です。

Q 7. 自社でどのように GLN を管理すれば良いでしょうか？

A 7. 社内で一元的に管理する部署を決めます。GLN と自社コードを紐付け、「ロケーション名」「所在地」「どの取引先と、どのようなシステムで利用しているか」などが分かるように管理することをお勧めします。

Q 8. GS1 事業者コードを使用した GLN では、JAN コードと GLN で同一の 13 桁コードの場合、区別がつかなくなる恐れがありますが、問題ないですか？

A 8. 商品マスタと取引先マスタは別々に管理されており、それぞれ使用する場面も異なりますので、JAN コードと GLN が同じ番号になっても問題ありません。

Q 9. 複数の GS1 事業者コードを登録していますが、GLN にどれを使用すればよいですか？

A 9. 基本 GLN に使用されている GS1 事業者コードの使用をお勧めします。

Q10. 取引先から GLN を登録して欲しいと要請があったのですが、どのような手続きが必要でしょうか？

A10. まず、GS1 事業者コードの登録有無を確認してください。GS1 事業者コードが登録されている場合は、ロケーションコードを設定し、13 桁の GLN を GLN データベースに登録して下さい。GS1 事業者コードの登録が無ければ、GS1 事業者コードを申請し、GS1 事業者コードが貸与されたのち、GLN を設定して下さい。

Q11. 設定した GLN は、GLN データベースへ登録しないと使用できないのですか？

A11. 有効な GS1 事業者コードをもとに設定された GLN は、設定した日から取引事業者間で使用可能ですが、取引先などへの情報提供や自社のコード管理の補完手段等として GLN データベースへの登録を推奨しています。

Q12. GLN データベースへ GLN 登録が完了したのはどのようにわかりますか？

A12. 登録された情報は GEPIR で確認できます。GLN データベース登録申請書を当財団へ FAX して頂いて、約 1 週間で登録が完了します。

Q13. 流通 BMS で GLN を利用していますが、GEPIR でその GLN が検索できません。なぜですか？

A13. GEPIR で検索可能な GLN は、GLN データベースへ登録されたもののみです。流通 BMS 等で、GLN を利用しているからといって、自動登録されるわけではありません。GLN データベースへの登録をお願い致します。

Q14. 以下のようなコードは、GLNとして利用できますか？

- 49+GS1 事業者コード(JAN 企業コード)【7桁】+事業所コード【3桁】+C/D【1桁】
- 490+共通取引先コード【6桁】+事業所コード【3桁】+C/D【1桁】
- 491+共通取引先コード【6桁】+事業所コード【3桁】+C/D【1桁】
- CII 企業コード【12桁】等、その他の標準的なコード

A14. 現在は、GLNとして使用できません。

Q15. GS1 GLN Allocation Rules Standard (<https://www.gs1.org/1/glnrules>) や、GLNの再利用に関するルールが改定されたとのことですが、改定のポイントは何ですか？

A15. 「GS1 GLN Allocation Rules Standard」については、改定前に記載されていたルール自体に変更はありませんが、ユーザーから質問が多かった部分や、より明確な説明が望まれていた箇所が改善されました(2021年6月発行)。また、GLNの再利用に関するルール改訂については、以前はGLNの使用停止から48か月以上期間を空けることにより、一度組織や場所の識別に利用したGLNを、他の組織や場所の識別に再び利用することができました。2021年8月に、このルールが変更され、2022年7月からは一度使用したGLNを再利用することはできなくなりました。現在GLNを再利用している事業者は、本ルール変更への対応を進めてください。

Q16. GLNは、必ず、4つの区分毎に、設定しなければならないのでしょうか？

A16. 一般的には、使用区分毎に異なるGLNを設定します。ただし、個人商店のように、法人としても、部門としても、物理的な場所としても、1つのGLNで全て兼用できる場合もあります。GLNは企業間取引で必要な単位で設定しますので、どの使用区分としてのGLNが必要かを確認することをお勧めします。例えば、納品先としてのGLNを求められている場合は、物理的な場所としてのGLNを設定・使用します。

参考 GLN の主な利用例

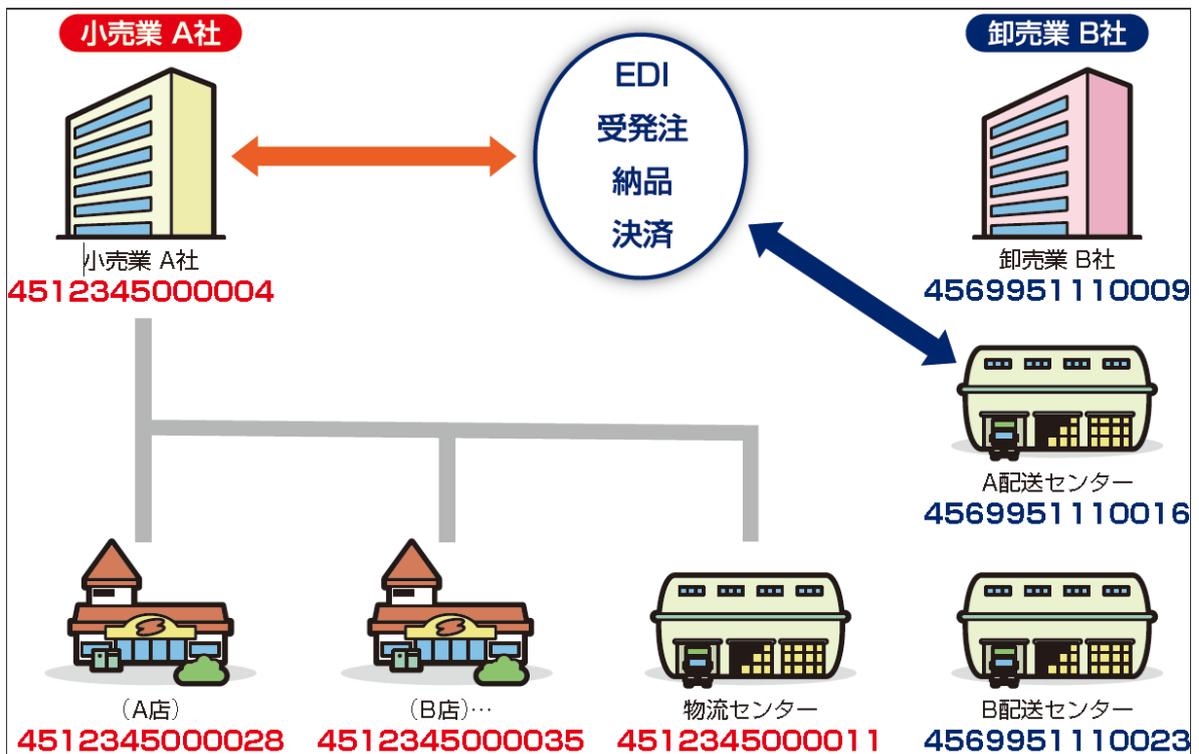
EDI（企業間電子データ交換）

受発注、物流、決済などの企業間電子取引では、全ての関係取引先企業やロケーションを識別するためにGLNを用います。送信先など企業のネットワークアクセスポイントもGLNで識別できます。

EDIメッセージにおける主なGLNの利用コードの例

- 全メッセージ共通
 - － 発注企業コード － 発注事業所コード － 発注企業担当部署コード
 - － 受注企業コード － 受注事業所コード － 受注企業担当部署コード
- 商品マスター情報メッセージ
 - － 生産企業コード
 - － 生産工場コード
- 発注データメッセージ、入荷予定データ伝票メッセージ、入荷予定データ梱包メッセージ
 - － 納品先コード － 商品出荷場所コード
- 検品受領データメッセージ、受領仕入れ計上メッセージ
 - － 納品先コード － 支払企業コード
- 支払い案内データメッセージ
 - － 請求企業コード － 請求企業担当部署コード
 - － 支払企業コード － 支払企業担当部署コード
 - － 納品先コード

(GLN設定例)



国内小売業におけるGLN導入事例

(流通BMSでのGLN利用例)

経済産業省がEDIの効率化、高度化、全体最適化を目的として制定した流通システム標準「流通BMS」では、送受信先の「企業識別コード」にGLNを利用します。

お互いのGLNは、流通BMSの協定シート（流通BMS導入企業間での導入の前提となる事項を記入するもの）に設定して確認します。

〈協定シートの記入例〉

改廃用情報 (新規) ・ 移行 ・ 変更 廃止 ・ その他()		作成者名/作成日付 (株)流通ストア 情報システム室 2013/02/07
②-1 EDI基本情報協定		取引先名称 GS1商事(株)
1 基本協定情報		(小売が記載)
1-1 取引者間の基本情報 識別ID	4512345000004-4569951110009-001-BID (GLN(小売側)-GLN(卸側)-連番3桁-BID)	
2 小売 企業情報		(小売が記載)
2-1 企業名	1 日本語 2 英語	株式会社流通ストア YXXstore
2-2 企業識別コード	(GLN:13桁)	4512345000004
2-3 企業情報参照先	(URL:ホ-ムページ等)	www.gs1.co.jp
2-4 EDI責任者情報	1 氏名 2 住所	流通 太郎 東京都港区赤坂7-3-37
	3 電話番号 4 FAX番号	03-5414-8512 03-5414-8514

メッセージ中の納品先コードや取引先コードなどへの利用が期待されます。

(GLNの導入事例) スーパーマーケット/流通BMS

*GLN利用のメリット : 13桁の数字のみで世界で唯一に識別できる

*GLN利用実態 : 本部(1)、店舗(73)、水産センター(1)、水産加工センター(2)、惣菜センター(1)、物流センター(1)の79カ所にGLN設定。

*流通BMS上のGLN設定メッセージ項目 :

メッセージ項目	設定場所	GLN
送信者ID	本部	本部GLN
受信者ID	取引先卸	取引先GLN
支払法人GLN	本部	本部GLN
発注者GLN	本部	本部GLN
直接納品先GLN	物流センター	物流センターGLN
最終納品先GLN	店舗	店舗GLN
計上部署GLN	店舗	店舗GLN
請求取引先GLN	取引先卸	取引先GLN
取引先GLN	取引先卸	取引先GLN
出荷場所GLN	取引先卸	取引先GLN

出典 : 2014年度 流通情報システム化事例調査報告書より抜粋

(GLNの導入事例) 大手GMS

*適用業務：商品情報管理システム

*2013年、PIM(product information management)に、「入力企業GLN」「メーカーGLN」の登録開始。

*GLN利用のメリット：基本GLNにより、商品情報のメーカー毎の名寄せが可能に。

*適用業務：カートラック個体管理システム

(カートラックなど、小売業の物流機材を標準システムで個体管理)における拠点(場所・店舗)管理

*GLN利用のメリット：グローバルスタンダードが効率的だと判断し、国際標準(GLNなど)を採用

*GLN利用実態：場所・店舗コードはGLNを採用

*標準化の推進に必要な国際標準の意識改革：

標準化の現状・世界の動向・必要性・効果(メリット)、日本の動向の情報共有を行う



出典：Material Flow 2013年9月号より抜粋

(GLNの導入事例) 小売業

*適用業務：お問い合わせ管理システム

*GLN利用のメリット：海外製品にも共通で使える国際標準のGLNを使用し、工場単位に付番することにより、PBとNBのひも付けが可能となり、何らかの事故が発生した場合に、早期に手だてが打てるようになる。

*工場コード(GLN)設定状況：

	内 訳	工場数	取引先数
設定工場	【合計】	1,490工場	1,141社
	GLN設定	1,091工場	816社
	国内工場ダミーコード設定	268工場	234社
	海外工場ダミーコード設定	131工場	91社

－2016年4月現在、対象は、PB商品製造工場

－ダミーコードは、小売業側で付番、海外工場は全てダミー
(GLNの整備に伴って移行する予定)

－取引先数は再委託先含む

－他の大手小売業とも連携を模索

出典：流開センターニュース 2016年5月号より抜粋

その他、国内の業界ごとの主なGLN採用事例

年	GLN採用事例
2001年	「ファイネット資材VAN：(酒類・加工食品メーカーと資材サプライヤー間のEDI)」で、GLNを採用。
2003年	「百貨店eマーケットプレイス：(百貨店と取引先間の情報・メッセージ交換サービス等)」で、GLNを採用。
2004年	日本生活協同組合連合会とメーカー間とのインターネットをベースとしたEDIシステムで、GLNの利用開始。
2010年	GMS、百貨店などが流通BMS（流通ビジネスメッセージ標準）を導入したことにより、GLNの利用拡大が始まる。
2013年	イオングループのPIM(product information management)と物流システムで、「入力企業GLN」「メーカーGLN」の登録開始。
2016年	日本生活協同組合連合会の「商品苦情・事故情報・工場点検情報データベース」で、工場特定のキーコードとして、GLNを採用。

GLNは様々な「企業/事業所」や「場所」の識別に利用されます

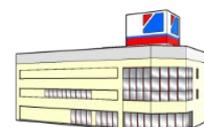
工場



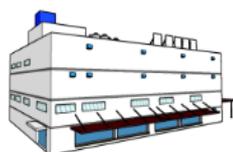
事業所



店舗



物流センター



圃場



海外のGLN導入事例

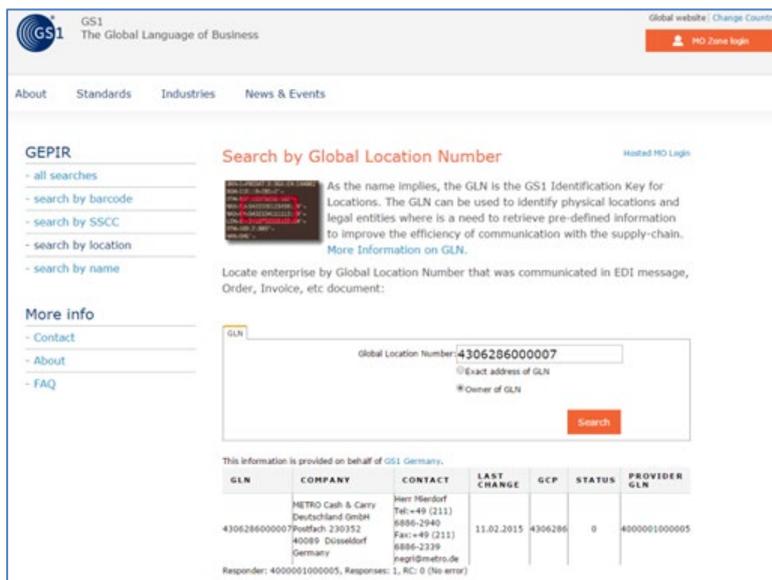
(GLNの導入事例) ウォルマート (米国)

- * GLN付番：店舗、スーパーセンター、サムズクラブ、物流センター、配送デポ、支社、本社オフィスなど
- * GLN採用の理由：グローバルシステムはGS1標準を採用しており、世界的に受け入れられやすい
新たな国の新たな場所にも、簡単に付番出来る
使いやすく、理解しやすく、導入しやすい



(GLNの導入事例) メトロ (独国)

- * GLNの活用状況：店舗毎にGLNを付番しGEPiRで公開。
- * GLN利用の背景：もともとドイツ (GS1ドイツ) は”CCG”と称していたころからドイツ国内専用の事業所コードとして”ILN” (GLN相当) の管理をしていた。
ドイツではGLNが広く利用されている。



GLN	COMPANY	CONTACT	LAST CHANGE	GCP	STATUS	PROVIDER GLN
430628600007	METRO Cash & Carry Deutschland GmbH 40089 Düsseldorf Germany	Hart Hardorf Tel: +49 (211) 6886-2940 Fax: +49 (211) 6886-2339 hagri@metro.de	11.02.2015	4306286	0	4000001000005

Responder: 4000001000005, Responses: 1, RC: 0 (No error)

(GLNの導入事例) GS1 US Data Hub | Location (米国)

*GS1US が提供しているGLNデータベース。

*GS1 US Data Hub の利用企業はこのデータベースを活用して、自身の住所や部署の情報を公開・取得・確認をしている。

*GS1 US Data Hub の主なメリット

- ✓ 取引先のGLNに関わる情報（企業・事業所および住所）を一括管理
- ✓ 正確な企業・事業所および住所の公開・取得
- ✓ 受発注時における取引先情報や配送元・配送先情報の効率的な取得・確認
- ✓ トレーサビリティでの活用（入出荷先の把握）
- ✓ 企業内システムとAPIで接続も可能



(GLNの導入事例) Product Recall service (カナダ)

*GS1 カナダは製品リコールを通知するサービスを提供している。

*製品リコールの際、GS1 カナダが運営するGLNデータベース（ECCnet Locations）に登録されているGLN（企業・事業所および住所）を活用し、効率的に取引先や自社店舗・配送センター等にリコール情報を通知している。

(GLNの導入事例) 生鮮品・花卉業界 (オランダ)

*オランダの生鮮業界ではGLNを活用して、トレーサビリティに関するEU指令で述べられている事業者のトレーサビリティ要件をみたす手段の一つとしてGLNとGLNを利用したEDIを活用している。

*花卉業界は鮮度が非常に重要であり、迅速な配送を行うために2000年前半よりGLNを活用して配送元・配送先情報の効率的な取得・確認や請求業務を実施している。

*また2010年ごろより、花卉オークションに出品される商品のBOXに出庫元と入庫先のGLNを表現したバーコードの表示を開始。配送の効率化、正確化にこのバーコードを活用している。

*さらに、GLNデータベースのサービスを活用して、これらのGLN情報の効率的な共有も試みている。

(GLNの導入事例) 米国医薬品業界

- * HSCA (ヘルスケアサプライチェーン協会：14の共同購買組織の連合体)
- * 会社組織、購買機構、協会、病院グループ、医療提供者グループの識別にGLNを利用。
- * GLN利用の利点
 - ① IT費用削減
 - ② 医療施設への製品の確実な輸送・請求書等の確送付、
患者の安全確保、業務の能率向上、物品管理の精度向上
 - ③ 共同購買機構から医療施設への確実なリベートバック
- * GLNの登録は、共同購買機構を中心に行われるが、個々のデータ登録変更についてはWebを利用し、各自の自己責任により更新、管理されている。



(GLNの導入事例) 英国 NHS トラスト

- * 英国では NHS (National Health Service) トラスト参加の全病院 (約 700 病院) への GLN 導入を決定。(注) NHS トラスト：病院や地域の医療サービスの運営母体
- * NHS トラストでは GLN の他、GTIN などの利用も決定しており、これらの GS1 標準を用いて、購買業務の効率化、医療の質と安全性の向上、トレーサビリティの確保を行う。

(GLNの導入事例) アルゼンチン ANMAT

- * アルゼンチンでは医療用医薬品のサプライチェーン上の当事者 (製造業者、卸業者、医療機関など) は配送記録を ANMAT (National Administration of Drug, Food and Medical Device) が運用する国営データベース導入に登録しなければならず、この、サプライチェーン上の当事者の識別に GLN が利用されている。
- * 医療機器に関しても ANMAT が運用するトレーサビリティシステムの稼働が始まっており、この場合にもサプライチェーン上の当事者の識別には GLN が利用されている。

本冊子における主な用語の解説

ジーエルエヌ 基本 GLN

GLN専用企業コード登録事業者自身またはGS1事業者コード登録事業者自身を表すGLN。

事業者

法人、団体、政府機関、個人事業主など一定の目的に基づいて経済的または社会的活動を行う者。

GS1 (ジーエスワン)

世界の110以上の国・地域が加盟している、国際的な流通標準化推進機関。加盟国の組織名はGS1〇〇の呼称に統一している。(日本はGS1 Japan)。

GS1 事業者コード

GS1が定める国際標準の識別コード(GS1 識別コード)の設定に必要な番号。国際的にはGS1 Company Prefixと呼ばれ、GS1 Japanを含む各国のGS1加盟組織が、事業者に貸与する。

GLN (ジーエルエヌ)

Global Location Numberの略称で、GLN専用企業コードまたはGS1事業者コード+ロケーションコード+チェックデジットの13桁で構成される、組織や場所等を識別する国際標準のコード。

GLN データベース

GLN(13桁)とその関連情報を公開するデータベース。GLN専用企業コードまたはGS1事業者コード登録事業者が、自社の企業および所在地等の情報を登録する。

GTIN (ジーティン)

Global Trade Item Numberの略称で、GS1が定める国際標準の商品識別コードの総称。JANコード、集合包装用商品コード、UPCが含まれる。

ジャン JANコード

「どの事業者の、どの商品か」を表す国際的な商品識別番号。JANコードは日本における呼称であり、国際的にはEANコードと呼ばれる。

チェックデジット

コンピュータへの入力ミスやバーコードの読み誤りを防ぐため、コードの下1桁に付けられる数値。GLNの場合はモジュラス10方式により算出する。

ロケーションコード

GLNのコード体系において組織や場所を一意に識別するための番号。GLN専用企業コードまたはGS1事業者コードの貸与を受けた事業者が、企業間取引で区分する必要がある単位で設定する。

GLN専用企業コード利用の手引き

2023年10月 第20版発行

(禁無断転載)

編集・発行

GS1Japan (一般財団法人 流通システム開発センター)

〒107-0062 東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル東館 9F

TEL 03-5414-8512 FAX 03-5414-8514 (GLN担当)

<https://www.gs1jp.org/standard/identify/gln/>

落丁・乱丁はお取り替えいたします。なお、本冊子の内容は予告なく変更されることがあります。